

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">簡易事後評価の実施について</p> <p>○佐賀県が実施する公共事業のうち事業完了後一定期間を経過（概ね5年）した地区について事後評価を行い、事業効果（直接効果、間接効果）、環境の変化、社会経済情勢の変化等について確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価結果を同種、同類事業の調査・計画、実施中の事業、評価手法等に反映させることにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図ることを目的にしています。</p> <p>○しかし、事後評価の対象事業は、公共、単独（維持管理事業、災害・災害関連事業除く）と非常に対象箇所数が多く全地区を評価することは、評価委員会の開催及び現地機関（土木事務所、農林事務所等）、関係各課の業務量等を勘案すると不可能と考えられます。</p> <p>○このため、事後評価の9項目のうち5項目について全地区の評価をA、B、C、Dの4段階で評価を行うこととし、<u>その評価した箇所全体の中から、事業の目的、効果発現、環境への影響、地域住民との関わりなどの評価項目を照査し、新規箇所、継続箇所、同種・同類事業、評価手法へのフィードバックが見込まれる地区について、委員会で審議する「事後評価審議箇所」を選定することとしました。</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">簡易事後評価</p> <p>①事業効果（波及効果等）の発現状況</p> <p>A 事業の直接的効果以外に、関連する事業、ソフト事業などとの連携を図ることで、波及効果を発現しており、地域の社会、経済活動に貢献している。</p> <p>B 事業の直接的効果を発現している。</p> <p>C 事業の直接的効果は<u>認められるが十分ではない。</u></p> <p>D 事業の直接的効果が認められない。（効果発現が見込めない、追加の対応が必要）</p> <p>②環境への影響</p> <p>1 生活環境：「気象、大気質、騒音、振動、悪臭、日照、風害、水象、水質、水底の底質、土壌、地盤の状況等」</p> <p>A 事業を実施したことで、環境がよくなった。</p> <p>B 環境への影響は発生していない。</p> <p>C 環境への影響は<u>認められるが、対策の必要性はない。</u></p> <p>D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。</p>	<p style="text-align: center;">簡易事後評価の実施について</p> <p>○佐賀県が実施する公共事業のうち事業完了後一定期間を経過（概ね5年）した地区について事後評価を行い、事業効果（直接効果、間接効果）、環境の変化、社会経済情勢の変化等について確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価結果を同種、同類事業の調査・計画、実施中の事業、評価手法等に反映させることにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図ることを目的にしています。</p> <p>○しかし、事後評価の対象事業は、公共、単独（維持管理事業、災害・災害関連事業除く）と非常に対象箇所数が多く全地区を評価することは、評価委員会の開催及び現地機関（土木事務所、農林事務所等）、関係各課の業務量等を勘案すると不可能と考えられます。</p> <p>○このため、事後評価の9項目のうち5項目 <u>（事業効果の発現、環境への影響、施設の維持管理状況、地域住民との関わり、改善措置の必要性）</u> について全地区の評価をA、B、C、Dの4段階で評価を行うこととし、<u>その評価項目において「C」、「D」評価は、</u> <u>・「C」評価 ⇒ 見直しを検討</u> <u>・「D」評価 ⇒ 必ず見直し</u> <u>を行い、見直すものについては、佐賀県公共事業評価委員会に諮った上で、同種・同類の新規事業（新規評価マニュアル）や計画中・実施中の事業等へ反映・改善させることとしました。</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">簡易事後評価</p> <p>①事業効果（波及効果等）の発現状況</p> <p>A 事業の直接的効果以外に、関連する事業、ソフト事業などとの連携を図ることで、波及効果を発現しており、地域の社会、経済活動に貢献している。</p> <p>B 事業の直接的効果を発現している。</p> <p>C 事業の直接的効果は<u>概ね認められる。</u></p> <p>D 事業の直接的効果が認められない。（効果発現が見込めない、追加の対応が必要）</p> <p>②環境への影響</p> <p>1 生活環境：「気象、大気質、騒音、振動、悪臭、日照、風害、水象、水質、水底の底質、土壌、地盤の状況等」</p> <p>A 事業を実施したことで、環境がよくなった。</p> <p>B 環境への影響は発生していない。</p> <p>C 環境への影響は<u>多少認められる。</u></p> <p>D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。</p>

2 自然環境：「海、河川（形態、流況等）、湖沼、地下水、地形及び地質、植物、動物、生物生態系等」

- A 事業を実施したことで、環境がよくなった。
- B 環境への影響は発生していない。
- C 環境への影響は認められるが、対策の必要性はない。
- D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。

3 社会文化環境：「景観、文化財、地域社会（地域分断、レクリエーション、交通混雑、交通事故等）等」

- A 事業を実施したことで、環境がよくなった。
- B 環境への影響は発生していない。
- C 環境への影響は認められるが、対策の必要性はない。
- D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。

③施設の維持管理状況

- A 維持管理主体及び市民、受益者団体等（県民協働の取組）が参加して、適切な維持管理が行われている。
- B 維持管理主体により適切な維持管理が行われている。
- C 維持管理、補修等が概ね行われている。
- D 適切な維持管理が行われていない。（維持管理計画、体制等の見直しが必要）

④地域住民等との関わり（県民の意見）

- A 事業の目的（効果）発現のため、事業の計画段階から地域住民との連携が図られ、施設の利活用が積極的に行われている。
- B 事業の目的（効果）が地域住民に理解され、利活用されている。
- C 事業の目的（効果）が概ね地域住民に理解され受け入れられている。
- D 事業の目的（効果）が地域住民に理解されず、改善要望、苦情が絶えない。

⑤改善措置の必要性

- A 同種、同類事業の模範となる箇所である。
- B 現在のところ改善の必要はない。
- C 将来的には改善の必要がある。
- D 緊急に改善する必要がある。

2 自然環境：「海、河川（形態、流況等）、湖沼、地下水、地形及び地質、植物、動物、生物生態系等」

- A 事業を実施したことで、環境がよくなった。
- B 環境への影響は発生していない。
- C 環境への影響は多少認められる。
- D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。

3 社会文化環境：「景観、文化財、地域社会（地域分断、レクリエーション、交通混雑、交通事故等）等」

- A 事業を実施したことで、環境がよくなった。
- B 環境への影響は発生していない。
- C 環境への影響は多少認められる。
- D 環境への影響が大きく何らかの対応が必要。

③施設の維持管理状況

- A 維持管理主体及び市民、受益者団体等（県民協働の取組）が参加して、適切な維持管理が行われている。
- B 維持管理主体により適切な維持管理が行われている。
- C 維持管理、補修等が概ね行われている。
- D 適切な維持管理が行われていない。（維持管理計画、体制等の見直しが必要）

④地域住民等との関わり（県民の意見）

- A 事業の目的（効果）発現のため、事業の計画段階から地域住民との連携が図られ、施設の利活用が積極的に行われている。
- B 事業の目的（効果）が地域住民に理解され、利活用されている。
- C 事業の目的（効果）が概ね地域住民に理解され受け入れられている。
- D 事業の目的（効果）が地域住民に理解されず、改善要望、苦情が絶えない。

⑤改善措置の必要性

- A 同種、同類事業の模範となる箇所である。
- B 現在のところ改善の必要はない。
- C 将来的には改善の余地がある。
- D 緊急に改善する必要がある。